

大野町

<令和8年度>

## 販路拡大支援事業補助金

大野町商工会では、大野町との連携により、町の産業振興及び活性化を図るため、町内商工会員が技術・製品・サービスの販路拡大等に利用する経費の一部を補助します。

■ 募集期間 **令和8年6月1日～令和9年3月31日**

ただし、予約枠に到達次第、受付終了

- 対象者
- (1) 大野町に事業所等があり、**大野町商工会の一般会員**であること
  - (2) **補助金交付後3年間**は、**大野町商工会員であり続ける**こと
  - (3) 補助金交付者は、**共済制度に1口以上加入**すること

■ 補助上限額 **20万円**

■ 補助率 **1/2以内**

※1,000円未満、切り捨て

<例>

40万円の店舗改装事業で20万円(上限額)の補助  
20万円のチラシ配布事業で10万円の補助



■ 補助対象 **販売促進チラシの配布、フリーペーパー掲載、簡易な店舗改装、店舗看板、販売拡大のための機械装置導入** など

※補助対象経費は国の小規模事業者持続化補助金に準拠します

<取組事例>

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| ①機械等装置費     | : 生産販売拡大のための機械、新サービスのための機械 等 |
| ②広報費        | : チラシ・カタログ作成、新聞折込、雑誌掲載 等     |
| ③ウェブサイト関連費※ | : インターネット広告、商品販売の為に動画作成 等    |
| ④展示会等出展費    | : 新商品等を展示会等に出展、商談会参加に要する費用 等 |
| ⑤新商品開発費     | : 新たな包装パッケージに係るデザイン費用 等      |
| ⑥委託・外注費     | : 店舗改装・バリアフリー化工事 等           |

■ 申請方法 **下記より様式をダウンロードし、申請。** ※詳細はお問合せください。

大野町商工会ホームページ ➡ 大野町商工会情報 ➡ 様式ダウンロード

 大野町商工会

大野町商工会情報

補助金等 様式ダウ  
ンロード

- 注意事項
- ・補助金の交付は、当該年度内1回の交付です
  - ・**補助金の交付を受けてから3年間**(交付当該年度末から起算)は、**補助を受けることができません**
  - ・他の補助金との重複申請はできません

お問い合わせは、大野町商工会まで TEL: 32-0667/FAX: 34-3370